

いなべ市公共施設等総合管理計画
【基本方針】（中間案）

いなべ市

平成28年2月

目次

公共施設等総合管理計画について

(1) 策定趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	2
(4) 対象となる公共施設等について	3

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 人口推移と将来の見通し	4
(1) 人口動態の推移と展望	4
2. 財政の推移と実績	5
(1) 歳入の推移と実績	5
(2) 歳出の状況と展望	6
3. 公共建築物の現況と課題	7
(1) 公共建築物の保有状況	7
(2) 公共建築物の保有状況の比較	8
(3) 公共建築物の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	9
4. インフラ施設の現況と課題	11
(1) インフラ施設の保有状況	11
(2) インフラ施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	12
(3) 主要なインフラ施設の更新費推計の考え方	13

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

1. 現状と課題に関する基本認識	14
2. 公共施設等の課題解決に向けた基本方針	15
3. 基本方針を実現するための実施方針	16
【総合的かつ計画的な管理を実現するための取組体制や情報共有体制の構築】	18
4. 公共施設等総合管理計画の推進に向けて	19
【フォローアップの実施方針】	19

- ・平成27(2015)年3月末時点の公有財産調書と平成27(2015)年度に実施した、施設所管部門への施設調査結果より作成しています。
- ・特に断りがない場合、「住民一人当たり」等の表現は、「平成22(2010)年10月1日時点の住民基本台帳」の人口を分母としています。
- ・調査時点以降の施設の増減等を加味していないため、現時点の建築年度や延床面積の数字と一致しない場合があります。
- ・端数処理等の関係上、表中に記載の個別数字の合算値と合計欄の数字が一致しない場合があります。

公共施設等総合管理計画について

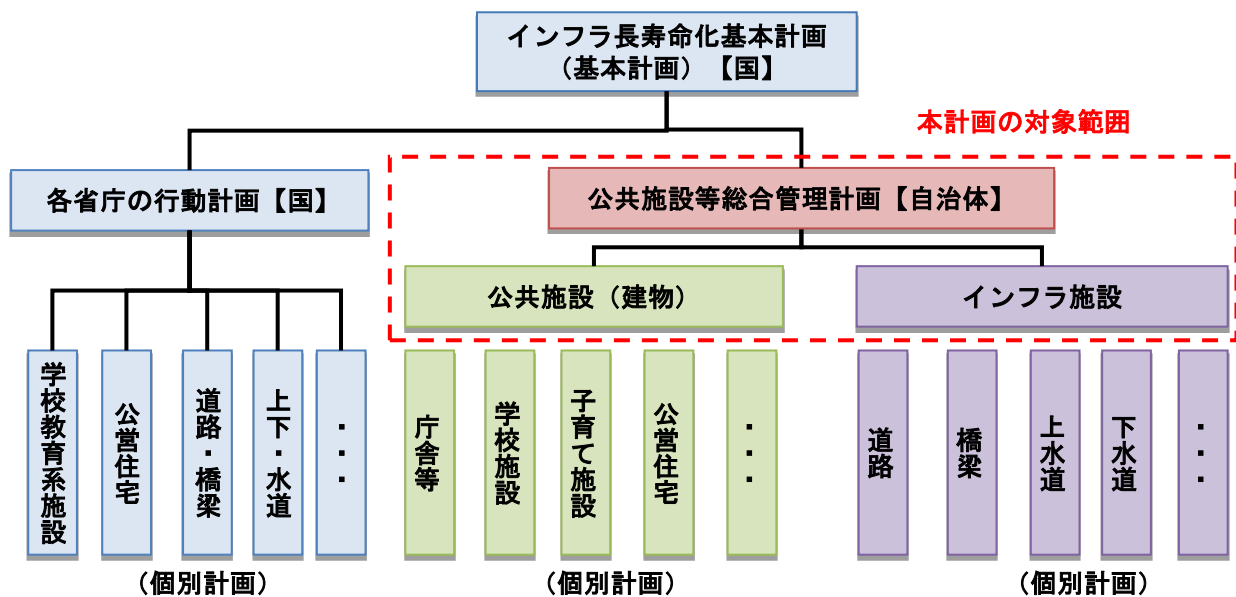
(1) 策定趣旨

わが国では、高度経済成長期に多くの公共施設・インフラ施設（以下、「公共施設等」という。）が整備され、その老朽化対策が大きな課題となっています。また、地方自治体は厳しい財政状況が続く中で、今後の人口動態の変化に伴う公共施設等の利用需要の変化に対応していくことが求められています。

以上の背景を踏まえ、総務省は平成26年4月22日、全国の地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請を行いました。同計画では、各地方公共団体が保有する公共施設等を、長期的な視点により適切な維持管理や計画的な更新また長寿命化等を行い、将来の財政負担の軽減や平準化を図るための基本的な方針を示すことが求められています。

本市においては、人口減少や少子高齢化の進行や財政規模の縮小が想定されている中で、公共施設等の老朽化に伴う更新需要に対応し、将来にわたって持続可能な行政サービスが展開できるよう基本的な方針を示すため本計画を策定します。

図表 1 公共施設等総合管理計画の体系^{※1}



(2) 計画の位置づけ

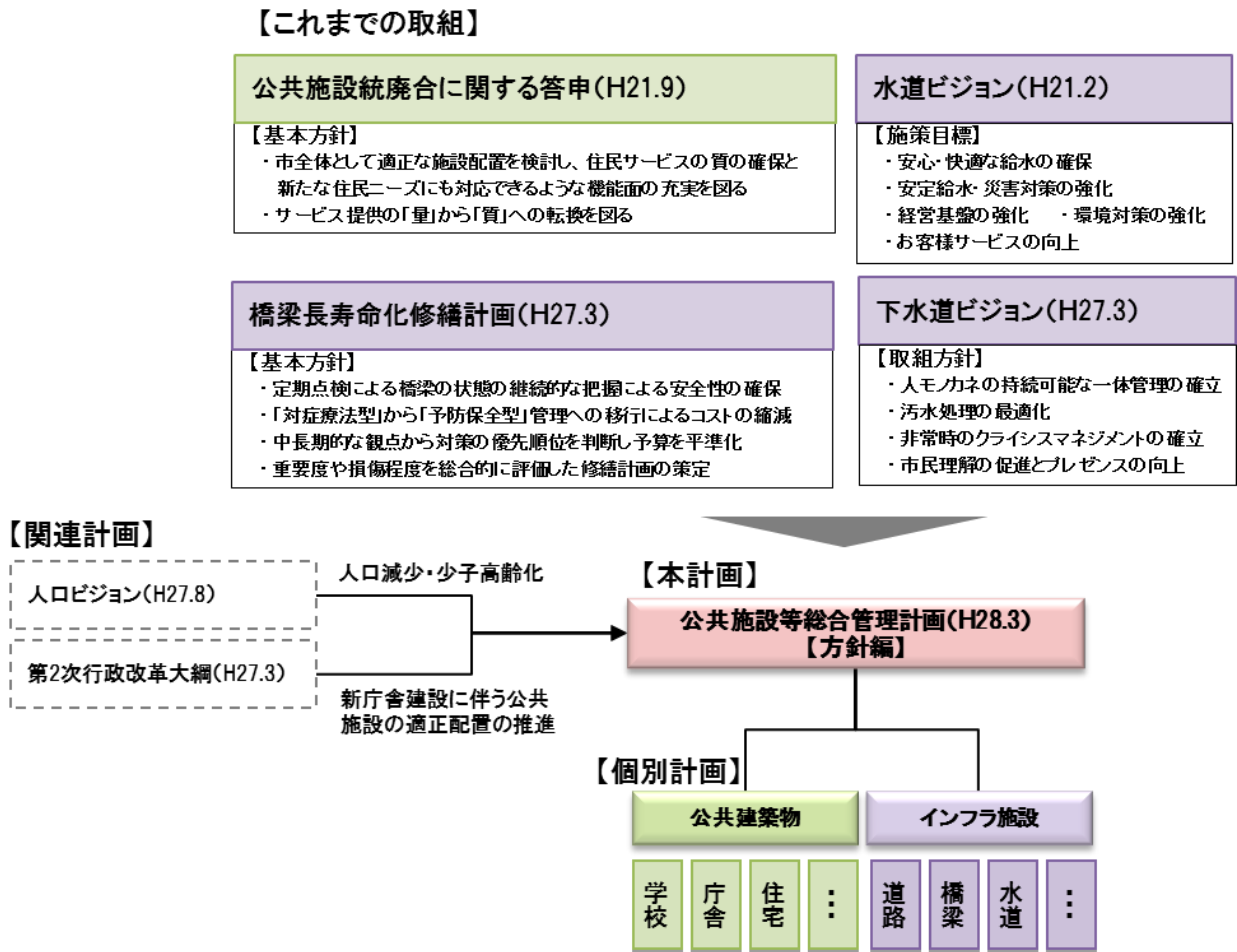
本市では、これまでに「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」（平成21年9月）に基づき、合併により保有することとなった複数の重複・類似する公共建築物の統廃合に向けた取組を行ってきました。また、インフラ施設については、橋梁、上水道、下水道の各類型において長寿命化に向けた修繕計画等の個別計画を立案してきました。

^{※1} 各類型ごとの個別計画（再編計画、長寿命化計画等）は、国の行動計画及び本計画を参考に、それぞれの省庁から全国の地方自治体に策定するよう要請があります。

本計画では、各類型ごとの答申や個別計画の方針等の考え方を整理し、今後の財政状況や人口動態を踏まえ、本市の公共施設等全体を適切に維持管理、更新していくための基本的な方針を策定しています。

本計画の策定後には、策定済の個別計画に基づく各種事業の推進とともに、個別計画が未策定分野は計画を策定し、今ある公共施設等を将来のいなべ市民に継承していくための取組を実施していきます。

図表 2 本計画と国の施策、既存計画との関係



(3) 計画期間

公共施設等のあり方については今後数十年の人口動態や財政状況等を見据えて検討する必要があること、本市においては30年後から想定されているインフラ施設の更新ピークまでに対策を図る必要があること等を考慮し、計画期間は平成28年度から平成57年度までの30年間とします^{※2}。

なお、今後の社会経済情勢の変化や本市の財政状況等を踏まえた見直しが必要であることから、平成28年度よりスタートする第2次いなべ市総合計画にあわせて、本計画に掲げる方針等は10年ごとに見直しを図っていくものとします。

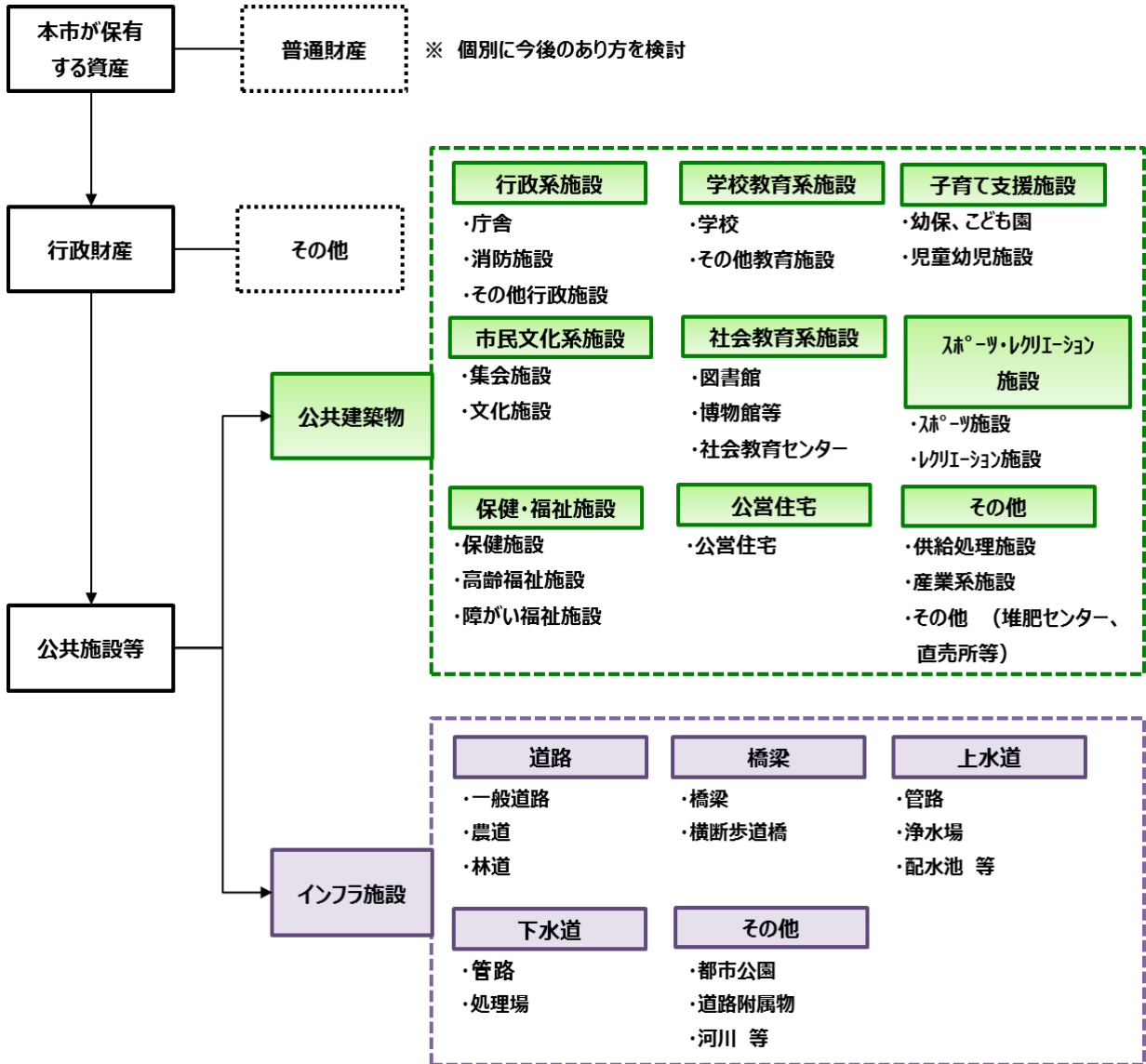
^{※2} 総務省の公共施設等総合管理計画の策定要請に関する通知では、計画期間を10年以上とすることが求められています。

(4) 対象となる公共施設等について

本計画の対象は、本市が保有する資産のうち、普通財産及びその他の行政財産を除く公共施設等とします。本計画では、公共施設等の比較による課題整理を行うため、公共建築物（9 類型）とインフラ施設（5 類型）に区分しています。

なお、公共施設等の類型ごとの方針は、今回実施する本計画の【基本方針】に対するパブリックコメントの意見等を踏まえて策定していくものとします。

図表3 本計画の対象となる公共施設等



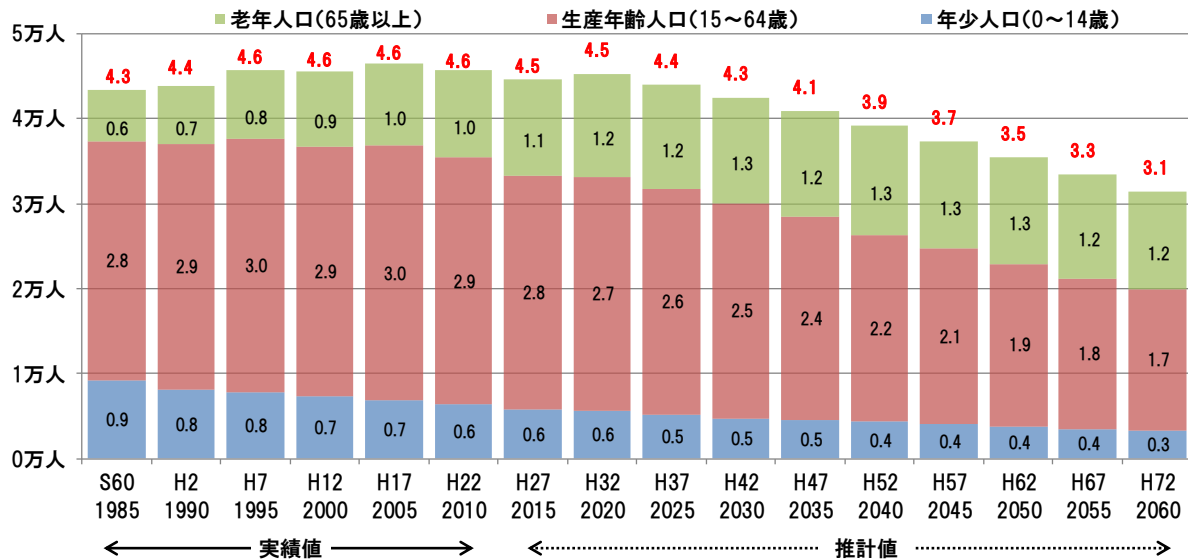
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 人口推移と将来の見通し

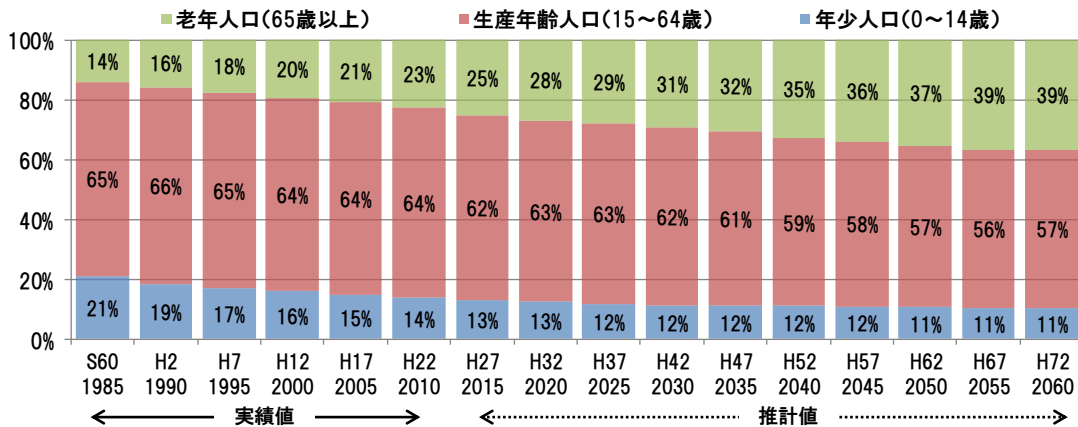
(1) 人口動態の推移と展望

本市の総人口は、昭和60（1985）年から平成22（2010）年までの30年間に4.3万人から4.6万人へと増加してきました。将来人口推計^{※3}では、総人口は将来にわたって平成32（2020）年以降減少し続け、本計画期間の最終年度である平成57（2045）年には3.7万人（-0.9万人）と、今後30年間でおよそ2割減少することが想定されています。年齢階級別にみると、老年人口は平成52（2040）年まで増加しその後緩やかな減少傾向、生産年齢人口と年少人口は一貫して減少傾向になると推計されています。今後は、将来の人口減少や少子高齢化の進行による需要の減少やニーズの変化を見据え、公共施設等のあり方検討していく必要があります。

図表1-1 総人口の推移と将来推計



図表1-2 人口構成の推移と将来推計



※3 将来人口推計は、「いなべ市人口ビジョン」（平成27年8月）における国立社会保障人口問題研究所の推計値を採用しています。なお、目標人口には、同計画における定住対策や移住・交流対策等の施策の効果を加味した場合の市独自推計による人口の将来展望の数値を採用しています。

2. 財政の推移と実績

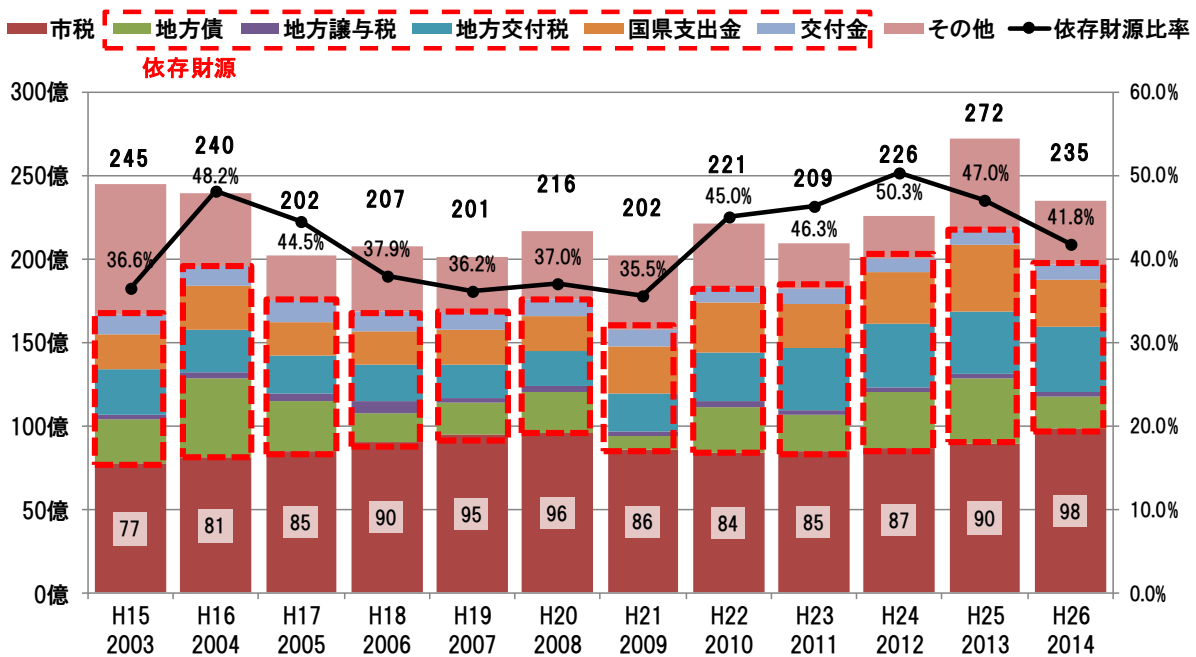
(1) 歳入の推移と実績

本市の歳入総額は、市町村合併時の平成 15（2003）年度から平成 26（2014）年度までの 12 年間に概ね 200 億円前半で推移してきました。

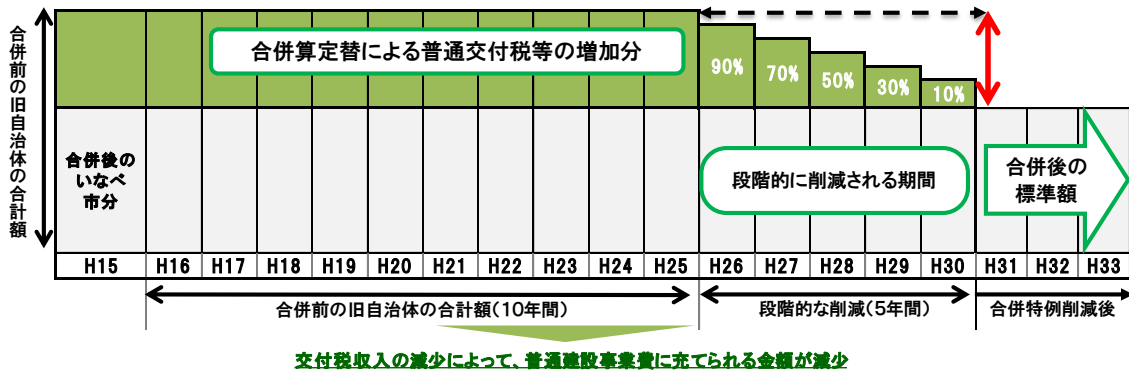
歳入総額の費目別の状況を見ると、最も多くを占めている市税は 77 億円から 98 億円で推移しており、依存財源^{※4}はおおむね 70 億円から 130 億円程度で推移してきました。

依存財源比率は、地方債の発行状況等によって年度によってばらつきがあるものの、平成 21（2009）年度まではおおむね 30% 台で推移してきましたが、リーマンショック後の市税収の減少や経済対策等による交付税や国県支出金の増加等の影響によって、平成 22（2010）年度以降は 40% 以上で推移してきました。近年では、合併に伴う国の特例措置の終了等によって地方交付税の段階的な削減が始まっており、今後の歳入規模は縮小していくことが想定されます。また、生産年齢人口の減少により、住民税等の収入の減少が見込まれます。

図表 1-3 歳入総額と内訳の推移



図表 1-4 合併特例の終了による地方交付税の段階的削減の考え方



※4 依存財源とは、国や県から交付される財源や借金（地方交付税、国・県支出金、地方債等）のことです、

(2) 歳出の状況と展望

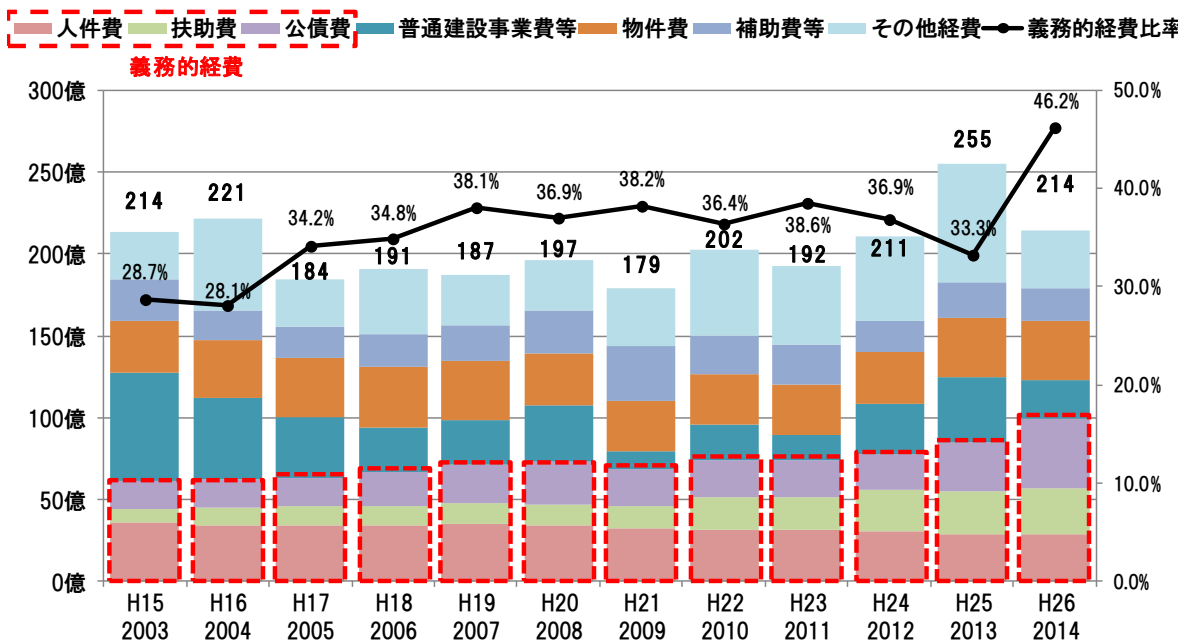
本市の歳出総額は、市町村合併時の平成 15（2003）年度から平成 26（2014）年度までの 12 年間に歳入規模の増減にあわせておおむね 100 億円台後半から 200 億円前半で推移してきました。

歳出総額の費目別の状況を見ると、平成 20（2008）年度までは人件費、物件費、普通建設事業費が歳出に占める割合が高くなっていましたが、近年は公債費や扶助費等の義務的経費^{※5}の占める割合が高くなってきています。

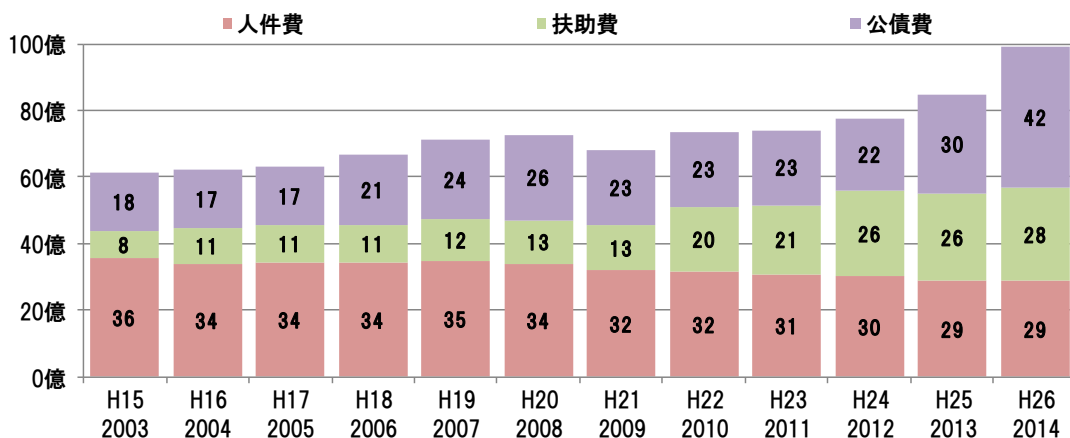
義務的経費比率は、合併後の平成 16（2004）年度までは 20% 台で推移してきていましたが、その後 30% 以上で推移してきました。

本市では、合併後 12 年間での定員適正化による職員定数の削減等の取組により、人件費の抑制に努めてきましたが、今後は医療・介護のニーズの高い老年人口の比率が高まることで、扶助費等の社会保障費の増大が想定されます。

図表 1-5 歳出総額と内訳の推移



図表 1-6 義務的経費の実績



※5 義務的経費とは、職員等の人件費、借金の元本や利子の返済に相当する公債費、高齢福祉や児童福祉に関わる扶助費のことです。

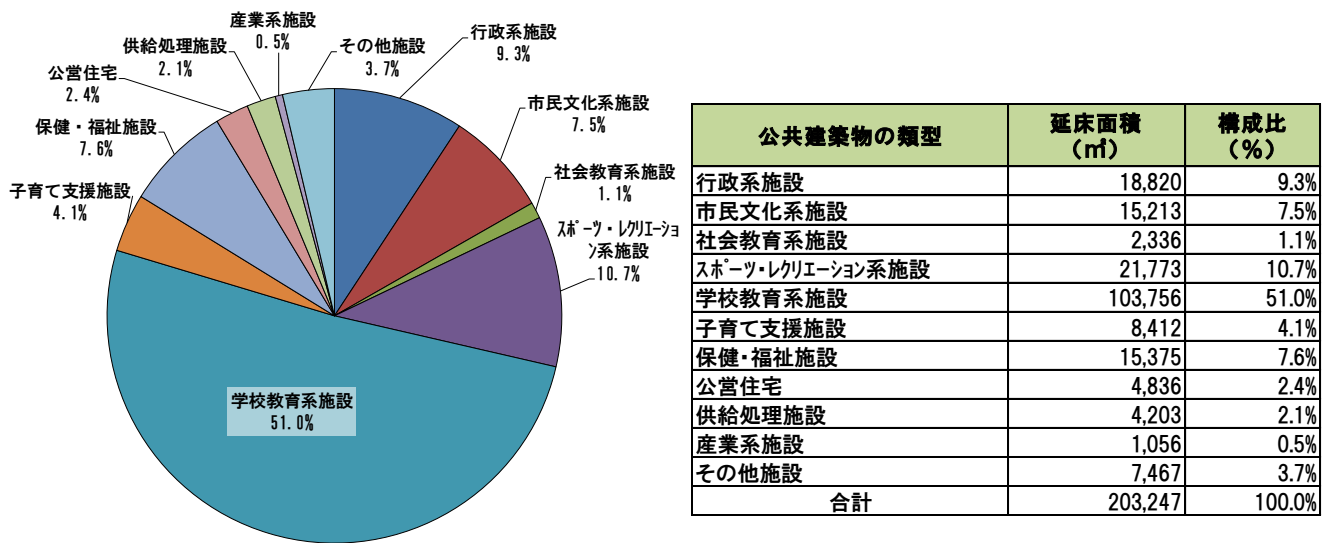
3. 公共建築物の現況と課題

(1) 公共建築物の保有状況

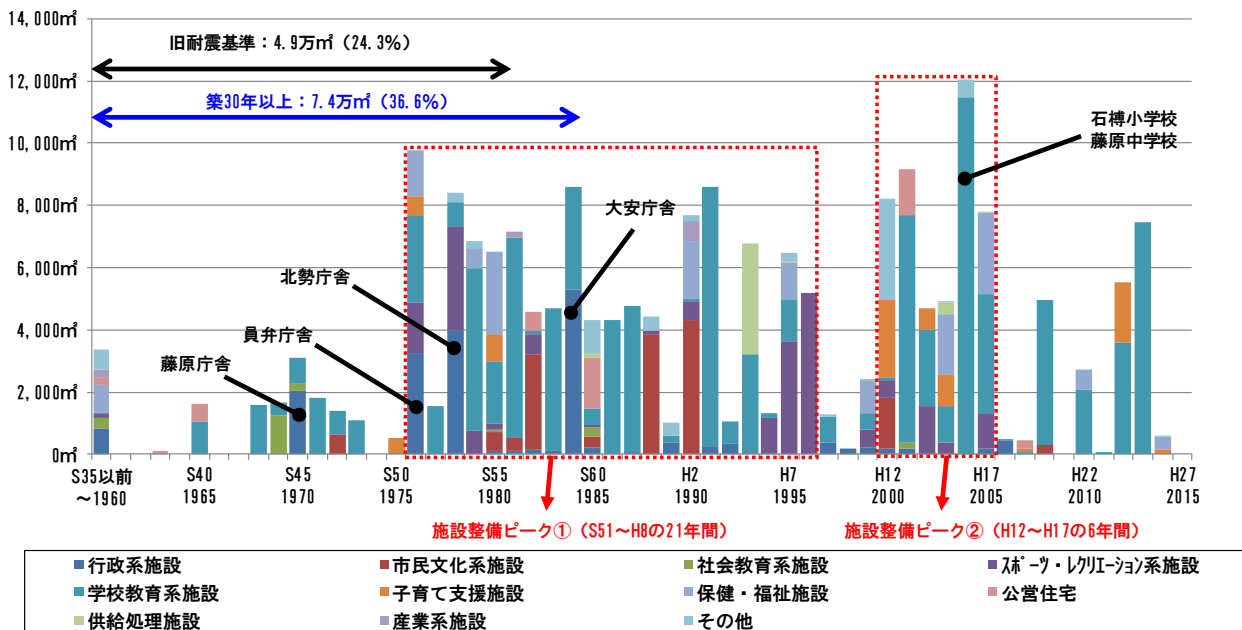
本市では、延床面積 20.3 万㎡の公共建築物を保有しており、延床面積全体のうち、学校教育系施設が 51.0%、スポーツ・レクリエーション施設が 10.7%を占めています。

年度別の整備状況をみると、築 30 年以上経過した施設が延床面積全体の 36.6%を占めており、これらの大規模改修時期が到来しています。また、本市の公共建築物は、1970 年代から 1990 年代前半の 21 年間、合併前後の 6 年間に施設整備のピーク時期があることから、今後、これらの施設の大規模改修や建替え時期が集中することが想定されます。

図表 1-7 公共建築物の類型ごとの保有状況※6



図表 1-8 公共建築物の年度別整備状況



※6 その他施設には、斎場、大安駅、堆肥センター、共同作業所等の施設が含まれています。また、公園及び下水道の建築物はインフラ施設として区分していることから、除外しています。

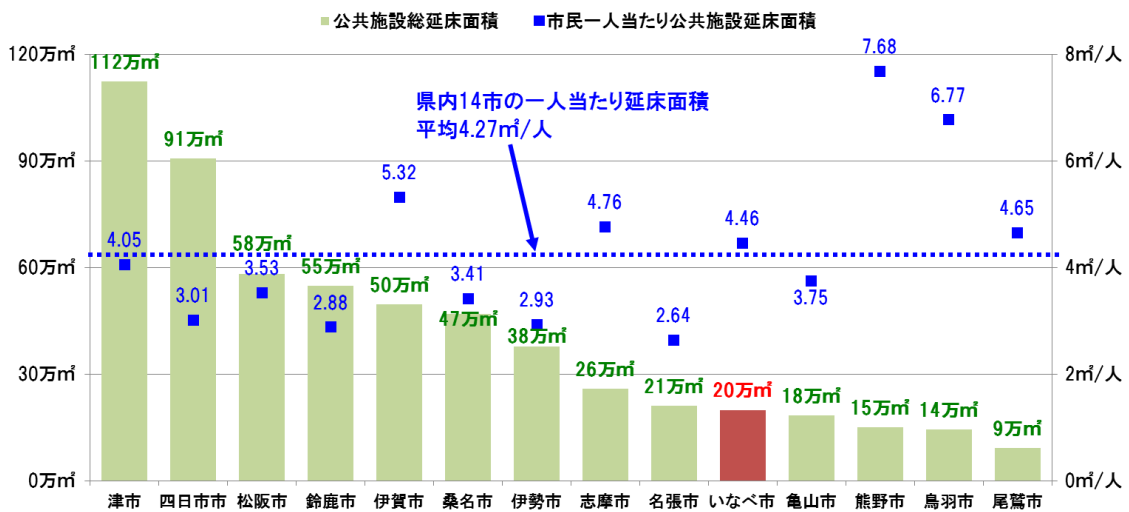
(2) 公共建築物の保有状況の比較

本市の公共施設延床面積^{*7}は、県内 14 市中 5 番目に少なくなっています。一方、市民一人当たり延床面積 4.46 m²/人は、県内 14 市平均の 4.27 m²/人より多く、14 市中 6 番目に多くなっています。

なお、全国の自治体における住民一人当たり延床面積の平均は約 3.4 m²/人と、本市の市民一人当たりの延床面積は、1.3 倍程度の水準となっています。

類型ごとの市民一人当たり延床面積では、本庁舎、児童館、公会堂・市民会館（ホール）、体育館で 14 市平均の 1.5 倍以上を保有しています。これは、本市が分庁舎方式を採用していること、市町村合併による類似・重複施設が生じたことによるものと考えられます。一方、支所・出張所や集会施設、公営住宅は、県内 14 市平均と比較して少なく、比較的効率化が図られています。

図表 1-9 県内 14 市との公共施設延床面積の比較



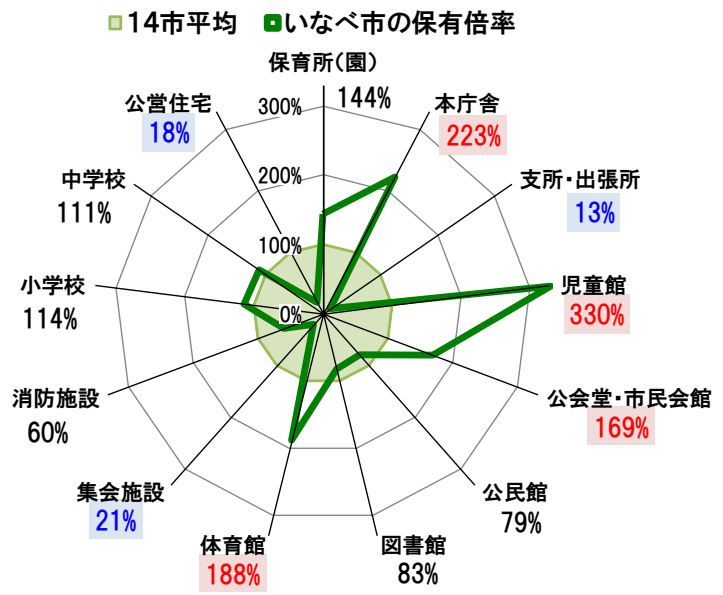
図表 1-10 県内 14 市との類型ごとの市民一人当たり保有状況比較

保育所(園)、本庁舎等の類型ごとに「いなべ市の市民一人当たりの延床面積÷14市の市民一人当たりの延床面積の平均」を算定し、類型ごとの保有状況を比較した。

平均よりも 50% 以上と多い用途を赤字、平均の 50% 未満と少ない用途を青字で記載した。

なお、保育所(園)、児童館、小学校、中学校については、「年少人口一人当たり延床面積」により保有状況を比較した。

【本庁舎の計算例】
 いなべ市の市民一人当たり延床面積(0.29 m²/人)÷14市の市民一人当たり延床面積の平均(0.13 m²/人)≒223%



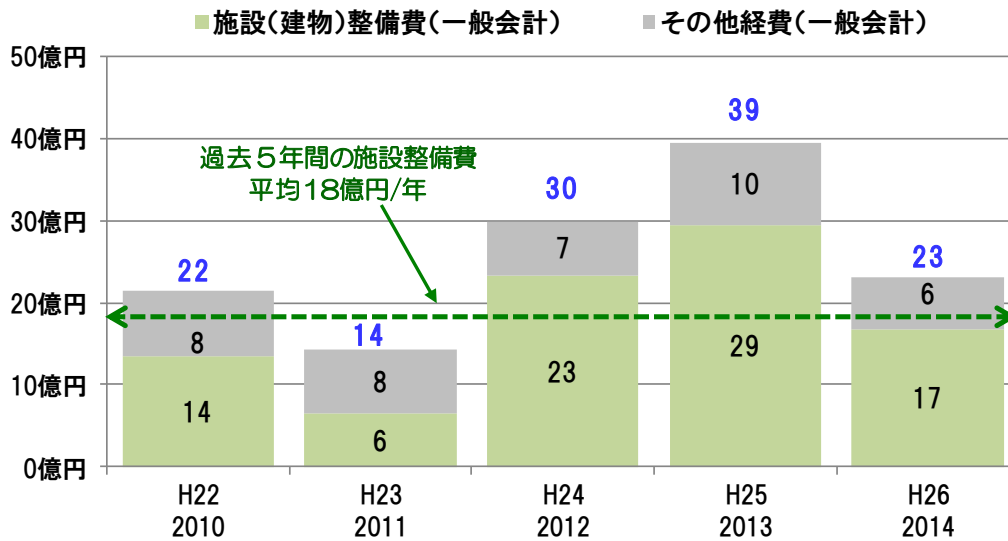
^{*7} 平成 25 (2013) 年度の公共施設状況調経年比較表 (総務省) と平成 22 (2010) 年の国勢調査人口による比較を行っています。

(3) 公共建築物の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

① 公共建築物の更新可能額について

一般会計の普通建設事業費は、平成 22 (2010) 年度から平成 26 (2014) 年度までの 5 年間に概ね 50 億円後半から 90 億円程度で推移してきました。普通建設事業費のうち、過去 5 年間の施設整備費^{※8}は、14 億円から 39 億円で推移してきており、平均 18 億円/年となっています (試算の考え方は脚注に掲載)。

図表 1-1-1 公共建築物整備費の推移



② 公共建築物の将来更新費と不足額について

現在の公共建築物を全て保有し続けた場合、平成 57 (2045) 年度までの今後 30 年間で公共施設の大規模改修及び建替えに必要な将来更新費は、平均 21 億円/年と推計 (推計の考え方は 10 ページに掲載) されます。

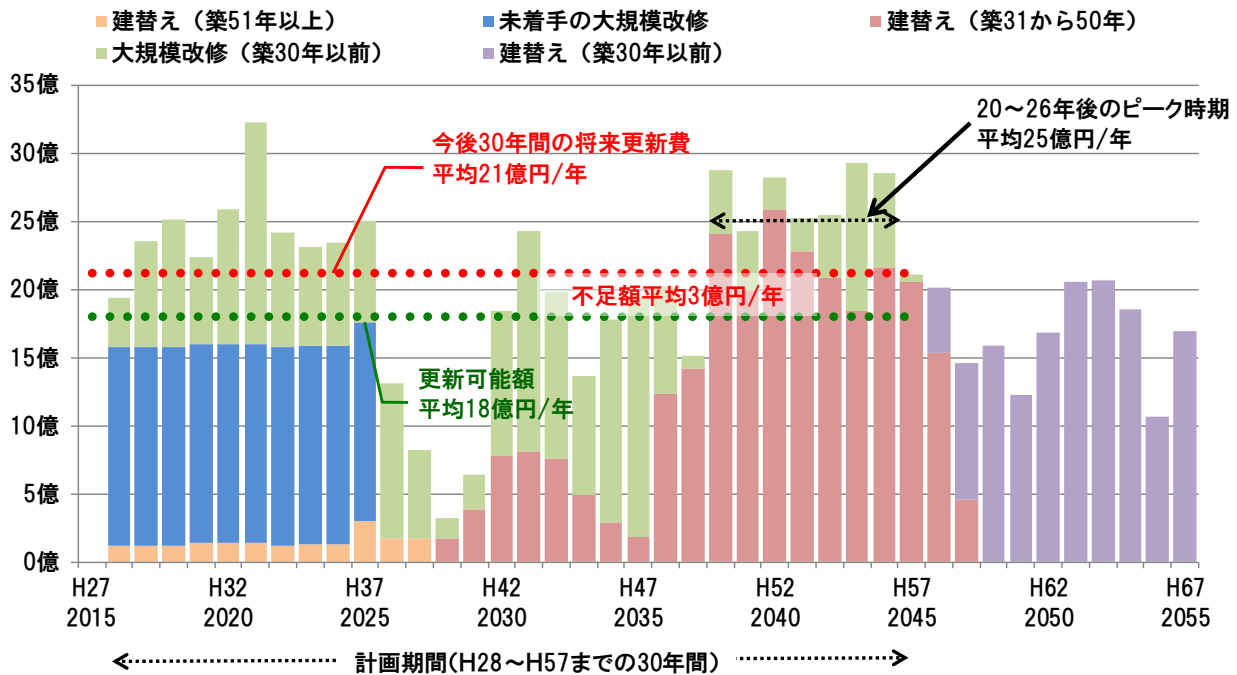
将来更新費と過去 5 年間の施設整備費を比較すると、平成 28 (2016) 年度から平成 57 (2045) 年度までの 30 年間の公共建築物の更新費は過去 5 年間の施設整備費の 1.2 倍程度必要となる (平均 3 億円/年の不足額が生じる) 可能性があります。

また、将来更新費の状況を年代別にみると、平成 50 (2038) 年度から平成 56 (2044) 年度までの 7 年間のピーク時期には平均 25 億円/年の更新費が必要となることが想定されます。

今後は、将来更新費の不足額の削減を目指すため、公共建築物の総量の縮減による更新費の削減や更新時期の平準化による単年度の更新費の平準化、新たな更新財源の確保等、縮小が想定される財政規模に見合った公共建築物の更新のあり方を検討していく必要があります。

^{※8} 一般会計の 5 年間の決算統計の普通建設事業費の内訳より、施設整備費は「総務費、民生費、労働費、商工費、土木費 (住宅)、消防費、教育費」の合計金額から用地取得費分、国県直轄事業費分を除いた 1 年当たりの平均額を採用しています。

図表 1-1 2 公共建築物の将来更新費と不足額



③ 公共建築物の更新費推計の考え方

本計画における更新費推計は、公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）による以下の考え方で実施しています。

【大規模改修の考え方】：築30年目から31年目の2か年にわたって大規模改修を実施する。平成27（2015）年度末時点で未着手の大規模改修は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間で毎年均等に実施する。築51年以上を経過している公共建築物は、大規模改修を実施せず、築60年を経過した時点で建替えを実施する。

【建替えの考え方】：築60年目から62年目の3か年にわたって建替えを実施する。平成27（2015）年度末時点で築60年以上を経過している公共建築物は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間で毎年均等に建替えを実施する。

【単価設定の考え方】：大規模改修及び建替えに要する施設類型ごとの単価は、下表のとおり設定した。なお、単価には建替えに伴う解体、仮設移転費用、設計料等を含んでいる。

図表 1-1 3 施設類型ごとの更新単価表

公共建築物の類型	大規模改修		建替え	
行政系施設	25	万円/m ²	40	万円/m ²
市民文化系施設	25	万円/m ²	40	万円/m ²
社会教育系施設	25	万円/m ²	40	万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20	万円/m ²	36	万円/m ²
子育て支援施設	17	万円/m ²	33	万円/m ²
学校教育系施設	17	万円/m ²	33	万円/m ²
保健・福祉施設	20	万円/m ²	36	万円/m ²
公営住宅	17	万円/m ²	28	万円/m ²
産業系施設	25	万円/m ²	40	万円/m ²
供給処理施設	20	万円/m ²	36	万円/m ²
その他	20	万円/m ²	36	万円/m ²

4. インフラ施設の現況と課題

(1) インフラ施設の保有状況

① 道路

本市では、一般市道として実延長 891km（道路部面積 4k m²）を保有しており、実延長のうち 5.7% が整備後 30 年を経過しています。また、その他に農道として 122km を、林道として 84km を保有しています。

図表 1-14 一般市道・農道・林道の保有状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

道路種別	実延長(km)	面積(km ²)
一般市道	891	4
農道	122	—
林道	84	—

② 橋梁

本市では、橋梁として 565 橋、延長 6km を保有しています。法定耐用年数である整備後 60 年以上を経過した橋梁が 38 橋（6.7%）0.6km（9.7%）あり、10 年以内に 60 年以上を経過する橋梁は 85 橋（15.0%）1.1km（17.9%）となっています。

図表 1-15 橋梁の保有状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

種別	橋梁数	総延長(km)
橋梁	565	6

③ 上水道

本市では、上水道の管路として延長 650km、建築物として浄水場・ポンプ室が 1,933 m²、配水池・水源地を 3,555 m²保有しています。

図表 1-16 上水道管路の保有状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

種別	総延長(km)	面積(m ²)
管路(総延長)	650	—
（送水管）	71	—
（導水管）	11	—
（排水管）	568	—
浄水場・ポンプ室	—	1,933
配水池・水源池	—	3,355

④ 下水道

本市では、公共下水道の管路として延長 441km、農業集落排水の管路として延長 78km、処理場 1,555 m²、マンホールポンプ 321 箇所を保有しています。なお、管路の延長のうち 7km（1.7%）が法定耐用年数 50 年の半分となる整備後 25 年を経過しています。

図表 1-17 下水道(公共下水道・農業集落排水)の管路の保有状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

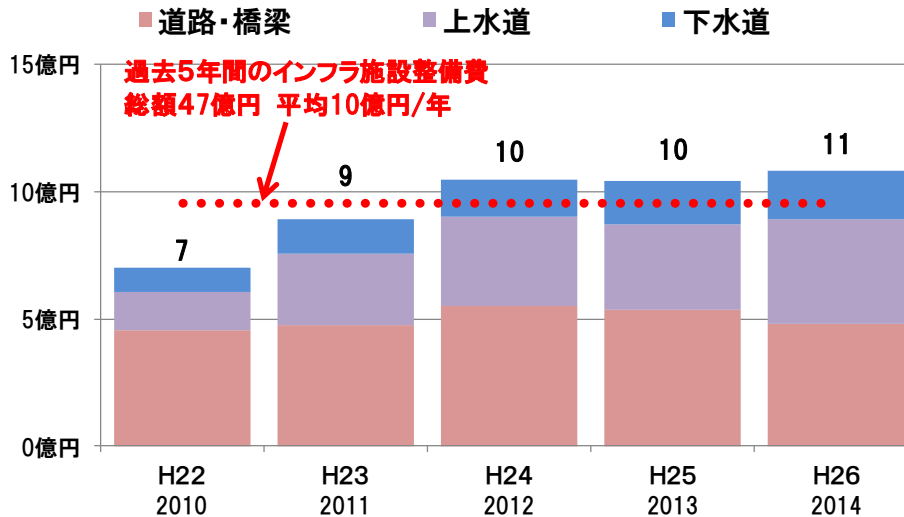
種別	総延長(km)	面積(m ²)	箇所数
管路(公共下水道)	441	—	—
管路(農業集落排水)	78	—	—
処理場	—	1,555	—
マンホールポンプ	—	—	321

(2) インフラ施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

① 主要なインフラ施設(道路・橋梁・上水道・下水道)の更新可能額について

過去5年間の一般会計(道路・橋梁)、企業会計(上水道)、特別会計(公共下水道、農業集落排水)の工事請負費の実績から、インフラ施設整備費は平均10億円/年で推移してきました。インフラ施設整備費を極端に削減することは困難なため、過去の実績である更新可能額を10億円/年と設定します。

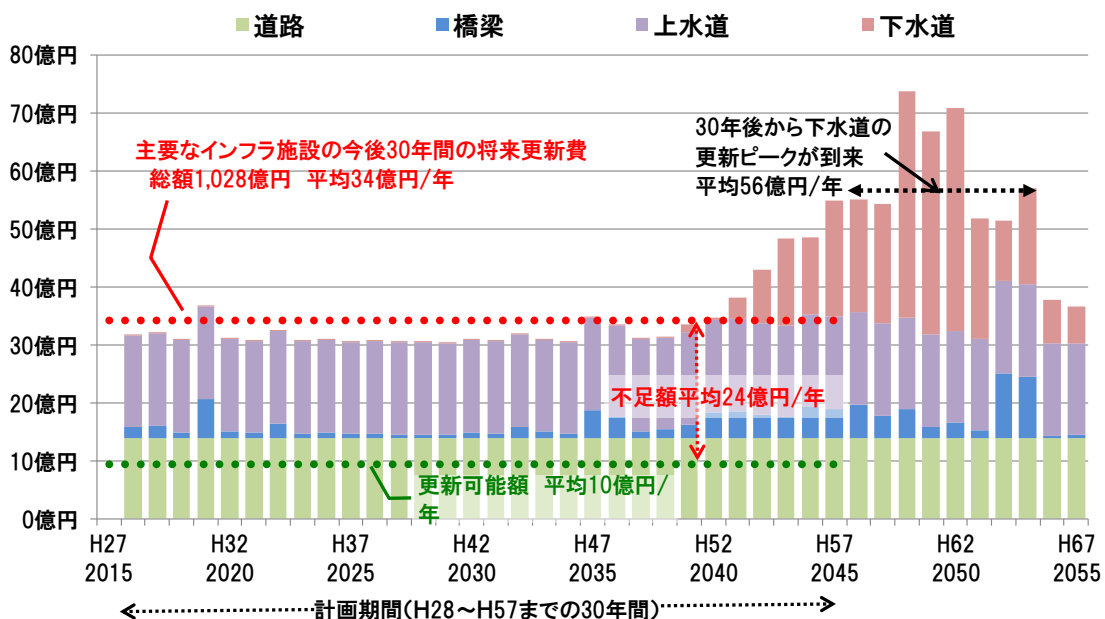
図表 1-18 インフラ施設の普通会計・特別会計・事業会計における整備費の推移



② 主要なインフラ施設の将来更新費と不足額について

現在のインフラ施設を全て保有し続けた場合、今後30年間の更新や布設替え等に必要な将来更新費は、平均34億円/年(総額1,028億円)と推計されます。将来更新費とインフラ施設整備費を比較すると、平成28(2016)年度から平成57(2045)年度までの30年間のインフラ施設の更新費は過去5年間のインフラ施設整備費の3.4倍程度が必要となる(平均24億円/年の不足額が生じる)可能性があります。また、将来更新費の状況を年代別にみると、平成58(2046)年度からは下水道の更新ピーク時期には平均56億円/年の更新費が必要となることが想定されます。

図表 1-19 主要なインフラ施設の将来更新費と不足額



(3) 主要なインフラ施設の更新費推計の考え方

本計画における更新費推計は、公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）による以下の考え方で実施しています。

① 道路

道路の更新単価は、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）に示された舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定し、耐用年数 15 年で毎年均等に実施しています。

図表 1-20 道路更新費の推計単価

種別	更新単価 (円/㎡)
一般市道	4,700
自転車歩行者道	2,700

② 橋梁

橋梁については、道路橋年報（平成 19 年度版）に示された道路橋の工事实績を基に更新単価を設定し、平成 27 年度末時点で耐用年数 60 年を超過している橋梁は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間で毎年均等に実施しています。

図表 1-21 橋梁更新費の推計単価

種別	更新単価 (千円/㎡)	備考
RC 橋、PC 橋、石橋、木橋、その他	413	PC 橋に更新
鋼橋	500	鋼橋に更新

③ 上水道

上水道の管路の布設替えの 1m 当たり単価は、下水道と同様に、流域別下水道整備総合計画調査指針及び同解説（平成 20 年 9 月）を参考に設定し、年度別の布設延長が不明なことから、耐用年数 40 年で毎年均等に実施しています。

図表 1-22 上水道の更新単価一覧

導水管/送水管		配水管			
管径	更新単価 (千円/m)	管径	更新単価 (千円/m)	管径	更新単価 (千円/m)
300mm 未満	100	150mm 以下	97	800mm 以下	178
300～500mm 未満	114	200mm 以下	100	900mm 以下	199
		250mm 以下	103	1000mm 以下	224
		300mm 以下	106	1100mm 以下	250
		350mm 以下	111	1200mm 以下	279
		400mm 以下	116	1350mm 以下	628

④ 下水道

単価は、更生工法を前提とし、流域別下水道整備総合計画調査指針及び同解説（平成 20 年 9 月）を参考に設定し、耐用年数 50 年で実施しています。

図表 1-23 下水道の推計単価

管径	更新単価 (千円/m)	管径	更新単価 (千円/m)	備考
250mm 以下	61	1001～2000mm	749	更生工法を前提
251～500mm	116	2001～3000mm	1,690	
501～1000mm	295	3001mm 以上	2,347	

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

1. 現状と課題に関する基本認識

第1章 公共施設等の現状及び将来の見通しから、「人口」「財政」「施設」の3つの視点から整理した本市の公共施設等が抱える課題は以下のとおりです。

① 人口減少及び少子高齢化によるニーズの変化への対応

- ・本市の総人口は平成17(2005)年をピークに減少に転じ、今後長期にわたる人口減少が予測されており、総人口の減少にあわせて公共施設等に対する需要が減少することが想定されます。
- ・過去から継続してきた年少人口の減少と老年人口の増加傾向が今後も継続することが想定されており、少子高齢化が一層進行するとともに、生産年齢人口は平成17(2005)年以降から減少に転じていることから、将来世代の負担が増大する可能性があります。

② 将来更新費の不足額の解消

- ・市町合併に伴う特例措置の終了や、生産年齢人口の減少等による財政規模の縮小、老年人口の増加による扶助費の増大等が想定されており、今後は必要な財源の確保が困難となっていくことが想定されます。
- ・上記のような厳しい財政状況において、今後は公共建築物及びインフラ施設の更新に多額の費用が必要となることを見込まれており、更新財源が不足する可能性があります。

③ 公共建築物及びインフラ施設の老朽化と更新時期のピークへの対応

- ・公共建築物については、延床面積の3分の1以上が築30年以上を経過しており、老朽化が進行しています。また、公共施設の整備時期は、1970年代後半から1990年代前半と合併前後の2時期に集中しており、今後長期間にわたって大規模改修時期や建替え時期が集中する可能性があります。
- ・インフラ施設については、2030年代後半から2040年代にかけて更新時期が集中することが想定されます。

図表2-1 今後想定される課題と課題解決に向けた取組の視点

視点	現況及び見通し	今後想定される課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> ・今後30年間で総人口は2割程度減少 ・少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等に対する需要の減少 ・公共施設等に対するニーズの変化
財政	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例の終了による財政規模縮小 ・高齢化等の進行による扶助費の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政規模の縮小による投資余力の減少 ・更新費等の確保が困難となる可能性
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・築30年以上の建築物が3分の1以上 ・他市と比較して一人当たり保有量が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴う更新需要の増大 ・更新需要の増大による市民負担の増大
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併により多くのインフラを抱える ・30年後には更新時期がピークを迎える 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年は十分な投資ができていない ・更新費が大幅に不足する可能性

課題解決に向けた取組の視点

将来の人口動態に応じた市民ニーズへの対応を図りつつ、財政規模縮小を見据えて公共施設等の保有量を見直し、今後増大する更新需要に対応するための更新財源を確保

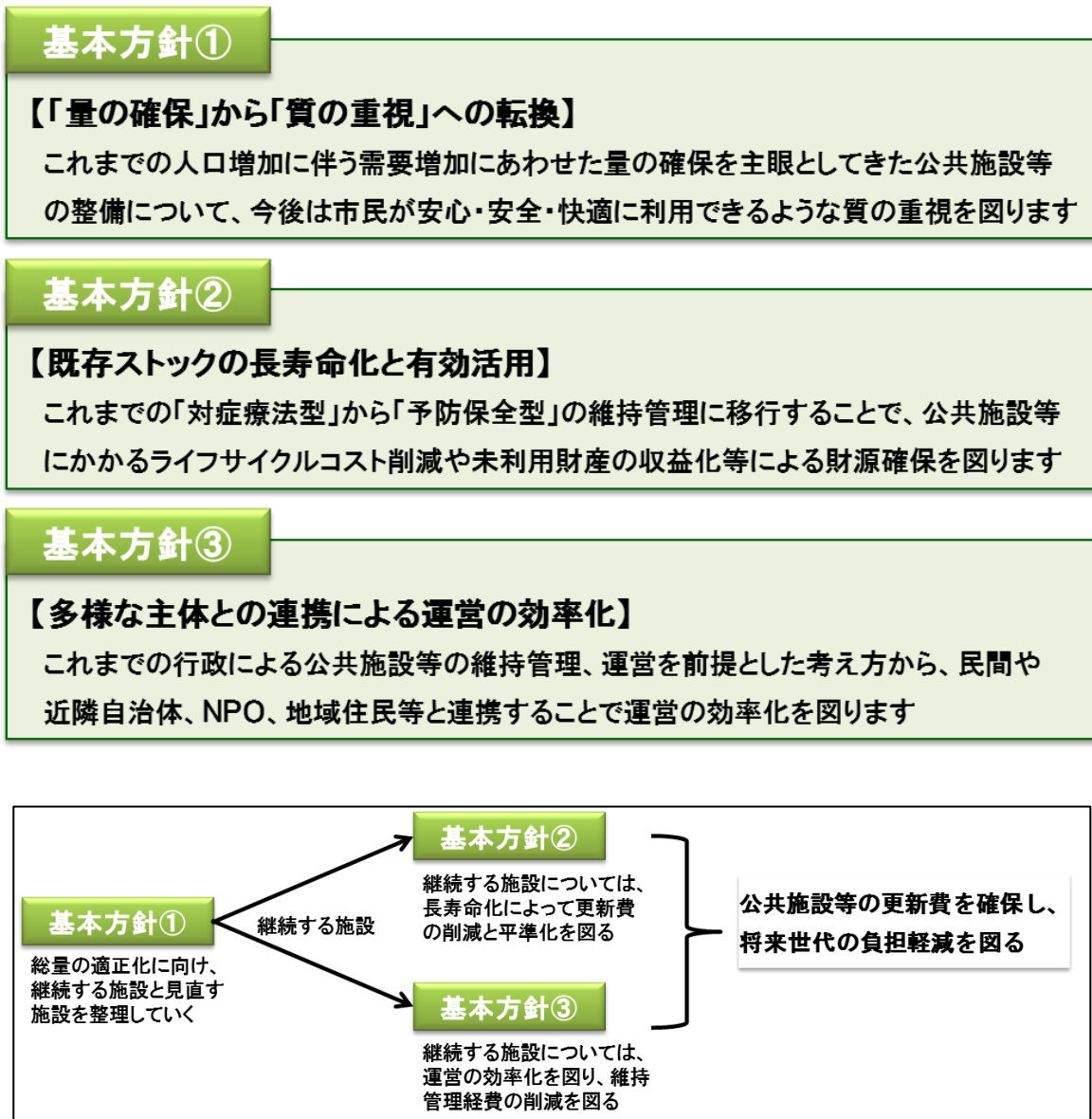
2. 公共施設等の課題解決に向けた基本方針

ここでは、公共施設等の課題解決に向けた取組の視点やこれまでの取組の経緯等を踏まえ、本市の公共施設等のあり方について検討していきます。

本市では、これまでに平成18年7月に設置されたいなべ市行政改革推進委員会において、合併特例債や交付税の合併特例措置の終了への対応と今後増大する市民の福祉等のニーズに十分に対応するために公共施設のあり方について検討し、平成21年9月には「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」を整理してきました。また、橋梁や上水道、下水道の各分野において長寿命化計画等を策定し、今後の更新需要の予測やライフサイクルコスト^{※9}の削減に向けた検討を行ってきました。

本計画では、同答申や長寿命化計画等の考え方を踏まえつつ、公共建築物やインフラ施設を対象とした本市の公共施設等全体の今後のあり方に関して以下の基本方針を定めます。

図表2-2 課題解決に向けた基本方針の考え方



^{※9} ライフサイクルコスト（LCC）とは、建設費、サービスを提供するための人件費や委託費、保全のための修繕費や点検費、解体費用など、公共施設等の一生にかかる費用のことです。

3. 基本方針を実現するための実施方針

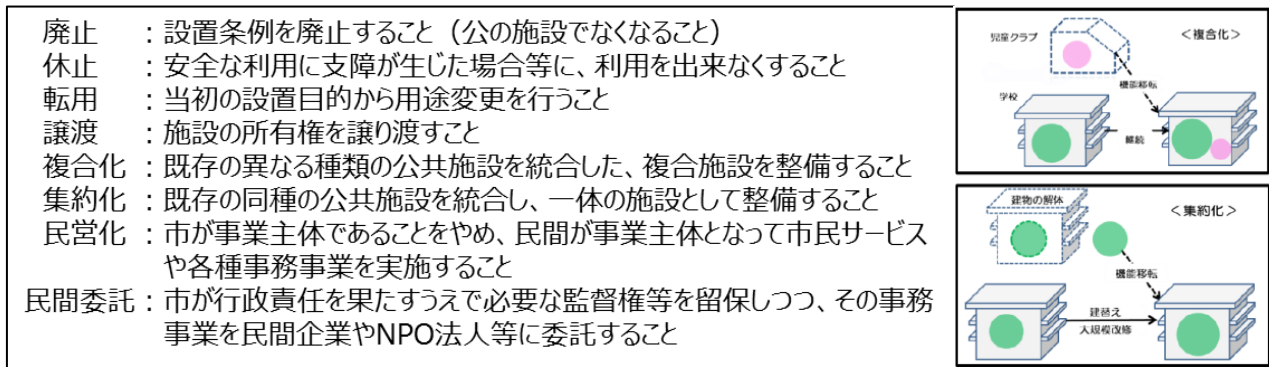
今後は、基本方針の実現に向けて以下の実施方針に基づく各種取組を推進します。

方針① 【「量の確保」から「質の重視」への転換】

① 廃止・休止・転用等の実施方針

- ・公共建築物については、「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」における公共建築物の方向性の考え方（図表 2-3）等を参考にしつつ、設置の意義が薄れた施設又は利用率の少ない施設の廃止・休止・転用や、地域や特定の団体等に利用が限定される施設の譲渡、合併に伴う類似・重複施設の複合化や統廃合等の方向性を検討します。

図表 2-3 公共建築物の方向性の考え方（いなべ市公共施設統廃合に関する答申の内容に一部加筆）



② 安心安全確保の実施方針

- ・土砂災害、風水害等の避難所として指定されている公共建築物については、優先的に修繕や改修、建替え等を検討し、安全性の確保を推進します。修繕や改修、建替え等による安全性の確保が困難な場合には、周辺施設や民間施設等との役割分担を検討します。
- ・点検・診断等で劣化・損傷等が認められた公共施設等については、財政負担に留意しつつ、優先度、重要度の高いものから順次修繕・改修を実施します。
- ・防犯・防災・事故防止等の観点から、老朽化し今後とも利用見込みのない公共施設等については、解体・除却等を推進します。
- ・公共施設等の除却にあたっては、国の財政措置の活用を図ります。
- ・上記までのハード面の対策に加えて、防災情報伝達システムを活用した災害情報の円滑や共有方策等、ソフト面における安心安全の確保にも取り組んでいきます。

③ 耐震化の実施方針

- ・今後も長期にわたって維持していく公共建築物については、耐震性が低い施設から優先的に対策を検討します。なお、コスト削減効果が見込まれる場合には、耐震改修とあわせて長寿命化に向けた大規模改修を実施します。
- ・インフラ施設については、点検・診断等に基づき優先順位を定め、橋梁、管路、設備等の耐震化を推進します。なお、耐震改修とあわせて長寿命化に向けた工法や素材等の採用に努めます。

方針② 【既存ストックの長寿命化と有効活用】

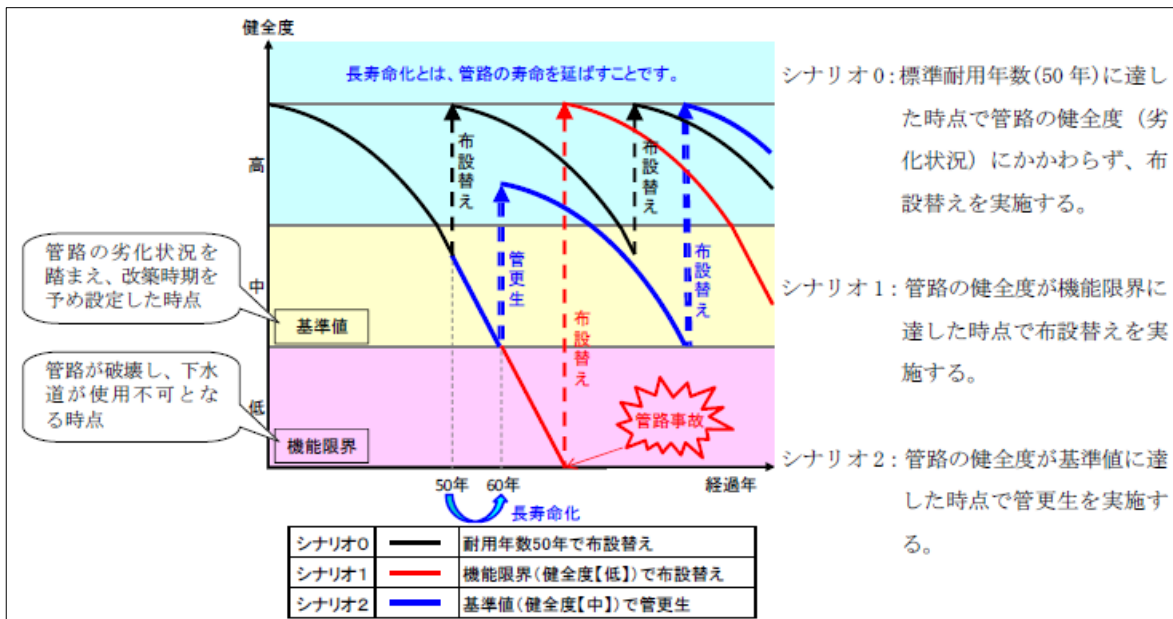
① 点検・診断の実施方針

- ・公共建築物については、不具合等の情報を常に把握するため、施設管理者による定期的な目視点検や劣化状況の把握等、日常的、定期的な公共施設の点検管理を行います。
- ・インフラ施設については、日々の点検やパトロール等に加え、国の指針やマニュアル等に基づく道路ストック点検や橋梁の劣化診断、管路の実態把握等を実施します。
- ・点検等に際して緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い公共施設等の点検・診断等については、必要に応じて国による直轄診断等の支援策の活用を検討します。

② 長寿命化の実施方針

- ・公共建築物やインフラ施設の維持管理にあたっては、これまでの不具合が顕在化してから対応する手法（対処療法型管理）から、点検診断等の結果による劣化箇所の有無や兆候を早期に把握し対応する手法（予防保全型管理）への移行を図ることで、性能・機能の維持を図ります。
- ・予防保全型管理へ移行することにより、既存の公共施設等の長寿命化を図ります。
- ・長寿命化にあたっては、個別計画（長寿命化計画等）策定済の類型については財政負担とのバランスを考慮しつつ適切な事業を実施するとともに、計画が未策定の類型については国から要請された期間内に個別計画の策定を行います。

図表 2-4 長寿命化による健全度の維持の考え方（いなべ市下水道ビジョンより）



③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・公共建築物の建替えや大規模改修等は、既存施設の活用等を優先し、困難な場合には利用状況や今後の人口構成の変化に伴う施設のニーズの変化を踏まえ、施設の類型ごとの点検・診断結果に基づく修繕及び更新等の優先度を検討し、適正な規模を踏まえて実施します。
- ・インフラ施設については、人口動態に基づく需要予測や財政状況を踏まえ、必要に応じて適切な規模による更新を検討します。
- ・既存施設の維持管理、修繕、更新等の適正化を図ることでライフサイクルコストの削減を目指します。

④ 未利用財産等の収益化の実施方針

- ・施設の廃止や複合化、除却等によって生じる未利用財産（建築物や土地）については、貸付や売却等による歳入確保の可能性を検討します。

方針③ 【多様な主体との連携による運営の効率化】

① 指定管理者制度や民間委託等の活用

- ・指定管理者制度導入にあたっては、効率性等の面から十分に検討します。導入済の施設については、モニタリング（評価）等を行い、サービスと指定管理料等のバランスに応じて必要な見直しを行います。
- ・コスト面やサービスの向上が見込まれる場合には、民間委託を検討します。なお、委託先を決定する場合には、利用者（団体）等から広く意見を聞いて決定するものとします。

② 周辺自治体との連携

- ・行政区域をまたがる広域的な利用が見込まれる公共施設等については、周辺自治体との連携による共同利用や事務の共同化等による財政負担の軽減の可能性について検討します。

③ 更新財源の確保

- ・公共施設の建替えや大規模改修、インフラ施設の布設替え等にあたっては、国の補助制度等の活用を努めるとともに、PPP/PFI 等による民間資金を活用した更新財源の確保を検討します。

【総合的かつ計画的な管理を実現するための取組体制や情報共有体制の構築】

以上までの実施方針を実現するための体制の構築や情報共有等については、以下の方策を検討していきます。

① 全庁的な取組体制の構築

- ・本計画の推進に向けて、政策・財政・管財部門と公共施設等の管理部門が連携した、全庁横断的な取組体制を検討します。
- ・公共施設等の更新や統廃合の事業化にあたっては、その利活用方針や優先順位等を全庁横断的な会議体等において協議、決定する仕組みを検討します。

② 情報管理・共有の推進

- ・公共施設等の情報を継続的に集約するとともに、維持管理費用や利用状況等の情報の把握に努め、庁内の情報共有を図ります。
- ・公共施設等の管理者である職員に、公共施設等の現状や経営的視点に立った維持管理の適正化への取組を促すため、研修会の開催や意識啓発等による意識の共有を図ります。

4. 公共施設等総合管理計画の推進に向けて

【フォローアップの実施方針】

今後は、本計画の考え方にに基づき主要な公共施設等の類型ごとに個別計画や長寿命化計画を策定し（PLAN）、個別計画等に基づく各種事業を実施していきます（DO）。また、庁内委員会等における計画の検証や進捗管理（CHECK）を行い、人口動態や財政状況等の社会経済情勢に応じて本計画で定めた方針等を適宜見直し（ACTION）していきます。本計画の推進に向けて、PDCAサイクルの考え方にに基づき計画のフォローアップを実施していきます。

なお、一連の取組の考え方や進捗状況については、市民のみなさんに広報やホームページ等を通じた情報共有を図っていきます。

図表2-5 PDCAサイクルによる計画の推進、見直し等のイメージ

